

企業・創業者向け 補助制度

問い合わせ＝①③④…商工振興課工業労政担当（☎内線 565）、②…商工振興課産業立地戦略担当（☎内線 582）、⑤…商工振興課商業金融担当（☎内線 563）

① 新技術・新製品 開発補助金

新技術や新製品の開発に取り組む中小企業に対して、開発費の一部を補助します。なお、開発要素がないものや、量産用設備の導入を目的としたものは対象外です。
対象は市内に主要な事業所を置く中小企業
採択件数 5 件程度※現地調査を含めた審査を行い採択補助額 上限額 80 万円※企業負担金が 20 万円以上必要
申し込み 5 月 11 日（月）までに、申請書を直接商工振興課（市役所 3 階）へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

② 展示会などの出展補助金



企業の販路拡大を支援するため、展示会などへの出展を補助します。
対象は市内に主要な事業所を置く、製造業を営む中小企業
対象展示会 県外で開催される展示会※一般公開でないもの、販売が主目的のもの、国や県などから出展補助を受けるものは対象外（ジェトロ開設

③ 新規工房開設補助金

市内に新たに工房を設置する個人事業主や小規模企業に、運営や改修費用の一部を補助します。
補助額
新規工房運営費補助：工房となる物件の月額家賃の 2 分の 1 以内で最大月額 2 万円（最長で 24 か月）
新規工房改修費補助：工房の開設に伴う外・内装改修費用の 2 分の 1 以内で最大 40 万円
※市外からの転入の場合、ノコギリ屋根工場での工房開

④ 中小企業人材養成事業研修費用助成

中小企業の経営者や従業員が市の認定した研修機関の研修を受講した場合、研修費用の一部を助成します。
助成額 対象経費の 2 分の 1 で、1 事業所につき原則年間 5 万円まで※講師を招いて研

⑤ 新店舗開設・創業促進事業補助金

中心市街地の空き店舗などを改修し出店する人に、改修工事費の一部を補助します。中心市街地における対象事業の範囲拡大など、要件の変更があります。
対象は次の全てを満たす事業者
・個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を有する
・地域の支援機関などの経営指導を受け、継続的に経営を行う具体的な事業計画を有する
・令和 3 年 3 月末までに開業
・1 階で主たる営業を行い、原則として週 5 日以上営業する※夜間営業のみは不可
補助額
対象経費の 2 分の 1 以内
①：中心市街地内（本町一、六丁目、錦町、末広町など）に新店舗を開設する場合、最

修を行う場合、加算措置あり
申し込み 事前に商工振興課へ連絡のうえ、研修開始の 10 日前までに、申請書を直接商工振興課（市役所 3 階）へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。
大 100 万円※出店地域の商店街団体への加入が必要
②：①の区域外に新店舗を開設する場合、最大 50 万円
③：①の区域内に事業所を開設する場合、最大 20 万円
加算補助 中心市街地空き店舗情報登録制度の登録物件を活用する場合と、市外から転入し桐生市に定住する場合は、それぞれ 10 万円
募集件数 予算の範囲内（先着順）
申し込み 工事を行う前に、申請書に、必要書類を添えて、直接商工振興課（市役所 3 階）へ。申請用紙やパンフレットは、同課と市ホームページにあります。

